

平成21年度
第2回高等学校入学者選抜審議会
平成21年8月25日(火) 14:00～16:00
県庁9階 第一会議室

資料

目 次

高等学校入学者選抜審議会条例	…………… P	1
審議関係資料		
1 新しい県立高等学校入学者選抜の具体的な改善案について		
(1) 現行の入試制度との比較	…………… P	2
(2) 前期選抜と後期選抜との比較	…………… P	3
2 今後の検討スケジュールについて	…………… P	4
3 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(答申素案)に対するパブリックコメント手続実施要領(改訂版)について	…………… P	5

高等学校入学者選抜審議会条例

(昭和28年3月28日条例第40号)

最終改正 昭和47年10月条例第27号

第1条 教育委員会の諮問に応じ、高等学校の通学区域の検討、入学者の選抜の方法及びその実施並びに学力検査問題の作成について調査審議するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置く。

第3条 委員及び専門委員は、学校の教職員、教育研修所の職員、教育庁の職員及び学識経験者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

第4条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、任期中においても当該委員を解職することができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査研究が終了したときは、退任するものとする。

第5条 審議会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

第7条 この条例に定めるものを除く外、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

審議関係資料

1 新しい県立高等学校入学者選抜の具体的な改善案

(1) 現行の入試制度との比較

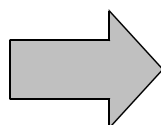
現行の入試制度

推薦入試

<ul style="list-style-type: none">・ 1月下旬(1日)・ 普通科 30%以内 (ただしコース制では40%以内)・ 専門学科 40%以内 (ただし、体育科・美術科では60%以内)・ 総合学科 40%以内・ 面接, 作文, 実技, 口頭試問, 英語による面接・ 調査書
--

実施時期

募集枠



検査内容

その他

「答申素案」の具体的な改善案

前期選抜

(出願要件に合致した生徒が出願する選抜)

<ul style="list-style-type: none">・ 1月下旬～2月上旬(1日)・ 原則として以下の割合とする・ 普通科及び英語・理数に関する学科 $\frac{10}{100} \sim \frac{20}{100}$・ 総合学科及び農業・工業・商業・水産・家庭・看護に関する学科 $\frac{10}{100} \sim \frac{30}{100}$・ 体育・美術に関する学科 $\frac{10}{100} \sim \frac{40}{100}$・ 学力検査(3教科)に加えて, 実技, 面接・口頭試問, 作文・小論文を実施する。 (選抜尺度の評価割合は学校裁量)・ 調査書, 志願理由書

一般入試

<ul style="list-style-type: none">・ 3月上旬(1日～2日)・ 募集定員から推薦入試合格者を除いた人数・ 学力検査(5教科)に加えて, 面接, 実技ができる・ 調査書

実施時期

募集枠

検査内容

その他

後期選抜

<ul style="list-style-type: none">・ 3月上旬(1日～2日)・ 募集定員から前期選抜合格者を除いた人数・ 学力検査(5教科)に加えて, 一部学科では面接, 実技ができる (選抜尺度の評価割合は学校裁量)・ 調査書
--

第二次募集

<ul style="list-style-type: none">・ 3月20日頃(1日)・ 推薦入試及び一般入試の合格者が募集定員に満たない場合・ 学力検査, 面接, 作文, 実技を学校裁量で実施。・ 調査書

実施時期

募集枠

検査内容

その他

第二次募集

<ul style="list-style-type: none">・ 3月20日頃(1日)・ 前期選抜及び後期選抜の合格者が募集定員に満たない場合・ 面接, 作文, 実技を学校裁量で実施。 ・ 後期選抜の学力検査の結果を, 選抜資料に加えることができる。・ 調査書
--

(2) 前期選抜と後期選抜との比較

	「前期選抜」	「後期選抜」
ねらい	受検生の多様な能力・適性等を重視する選抜 各高校が示す出願要件と受検生の志望動機とのマッチング	受検生の学力を重視する選抜 中学段階の基礎的・基本的な知識・技能や，思考力・判断力・表現力の確認
	↓	↓
実施時期	1月下旬～2月上旬（1日）	3月上旬（1日～2日）
募集割合	（原則として以下の割合とする） 普通科及び英語・理数に関する学科 10～20% 総合学科及び農業・工業・商業・水産・家庭・看護に関する学科 10～30% 体育・美術に関する学科 10～40%	募集定員から前期選抜合格者を除いた人数
出願資格	出願要件に合致した生徒 （各高校の判断で定める）	前期選抜で合格していない生徒
志願理由書	出願書類とする	出願書類としない
学力検査	国語・数学・英語	国語・数学・社会・英語・理科
学校独自資料	実技，面接・口頭試問，作文・小論文 （一つ以上，各高校の判断で定める）	実技（体育・美術に関する学科のみ） 面接（各高校の判断で実施可能）
選抜資料	調査書 学力検査 実技，面接・口頭試問，作文・小論文	調査書 学力検査 実技，面接（実施校のみ）
選抜方法	加算による方式 （各選抜資料の評価割合は，各高校で定める）	相関図表による方式 （各選抜資料の評価割合は，各高校で定める）
調査書の主な活用（学習の記録以外）	出願要件の審査 第2次選抜において，学習の記録以外の記載項目を活用し審査	調査書の各記載項目について，選抜資料として十分に活用し審査

2 今後の検討スケジュールについて

H21.8.25

年度	審議会関係		小委員会	
	月日	内 容	月日	内 容
21	4	<意見聴取会>石巻 4 / 19 , 南三陸 4 / 26		
	5	<意見聴取会>大崎 5 / 10 , 大河原5 / 17		
			5 / 26	(第1回小委員会) 意見聴取会の意見整理, 具体的な改善案について
			6 / 15	(第2回小委員会) 具体的な改善案について, 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(答申素案(たたき台)) 検討
			7 / 6	(第3回小委員会) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(答申素案)確定, パブリックコメントについて
	7 / 14	(第1回審議会) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(答申素案) (平成23年度入試方針及び日程諮問)		
	8 / 25	(第2回審議会) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(答申素案)		
	9	<パブリックコメント> 9 / 8 公表 9 / 9 ~ 10 / 8まで 意見の募集期間		
			10 / 20 10:00 ~	(第4回小委員会) パブリックコメントを踏まえ, 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(たたき台)検討
			11 / 6 10:00 ~	(第5回小委員会) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(案) 検討
	11 / 17 10:30 ~	(第3回審議会) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申(案) (平成23年度入試方針及び日程答申)		
	12 / 8 14:00 ~	(第4回審議会) 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申		

H22.3 新入試制度概要について教育委員会決定

H22.7 平成24年度入試方針及び日程諮問

H22.11 平成24年度入試方針及び日程答申

3 「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」答申（答申素案）に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、より公正かつ適正な選抜を実現するため、高等学校入学者選抜審議会（以下「審議会」という。）が、「今後の県立高等学校入学者選抜の在り方について」の最終答申をまとめるに当たり、当該答申（答申素案）に対して、広く県民から意見を募集し、もって、県民の参画による開かれた教育行政の推進に役立てることを目的とする。

2 実施機関

宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）

3 実施方法

- (1) 教育委員会は、あらかじめ答申（答申素案）を公表する。
- (2) 上記公表の際は、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。
 - 答申（答申素案）の概要
 - 答申（答申素案）を策定した趣旨、目的及び背景
 - 意見の募集期間、提出方法及び提出先
 - その他意見の募集に関し必要な事項

4 公開方法

- (1) 公表に当たっては、教育委員会のホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター及び各地域振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く。）並びに教育庁高校教育課に備え置き供覧するものとする。
- (2) 教育委員会は、答申（答申素案）を策定した趣旨、意見の募集期間等について、「宮城県政だより」等に掲載するほか、報道機関への情報提供等積極的な周知のための広報を併せて行うよう努めるものとする。

5 意見の提出

- (1) 答申（答申素案）の公表時期
平成21年9月8日（火）
- (2) 意見の募集期間
平成21年9月9日（水）～平成21年10月8日（木）まで
- (3) 意見の提出方法
郵便、ファクシミリ、電子メール
- (4) 意見で用いることのできる言語の種類
日本語
- (5) 意見提出者に関して明記を求める事項
住所、氏名又は団体等の名称及び代表者名、職業（学校）、男女の別、年齢
- (6) 意見の提出先
宮城県教育庁高校教育課

6 意見の取扱い

- (1) 教育委員会は、提出された意見を整理して、直近の審議会に報告する。その際、意見を提出した県民等の氏名、名称その他当該県民等の属性に関する情報は付さないものとする。
- (2) 教育委員会は、提出された意見のうち、趣旨が不明確なもの、公表することにより県民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの及び5(5)で求める事項の記載のないものについては、審議会に報告しないものとする。
- (3) 審議会は、提出された意見を十分考慮して、最終答申をまとめるものとする。
- (4) 審議会は、(3)により最終答申をまとめたときには、提出された意見の概要とこれらに対する審議会の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した答申(答申素案)に関連のないものについては、審議会の考え方を公表しないものとする。
- (5) 審議会は、(3)により答申(答申素案)を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。
- (6)(4)及び(5)による公表の方法は、答申(答申素案)の公表の例によるものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、本パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、宮城県が定める「県民の意見提出手続に関する要綱」の例により取り扱うものとする。